

平成29年度第2回職業訓練指導員免許取得講習開催要領

この講習は、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員になろうとする者に対し、職業訓練指導員として必要な指導方法等に関する能力を身につけさせるために「厚生労働大臣が指定する講習」として実施します。

指導員免許所有者は、技能検定受検の際、関係職種の学科試験免除の特典があります。

1 開催場所

会 場	実 施 日	受 付 期 間
東磐職業訓練協会 (一関市千厩町千厩字上駒場360-4)	平成30年2月28日(水) ～平成30年3月7日(水)	平成30年1月15日(月) ～平成30年1月26日(金)

★ 上記日程のうち、土曜日、日曜日を除く6日間 午前9時から午後4時50分までです。

2 受講資格

実務経験年数及び添付書類 受 講 資 格	実務 経験 年数	卒業 証書	合格 証書	修了 証書	実務 経験 証明書
1. 1級又は単一等級の合格者（ただし、電子回路接続職種・バルコニー施工職種を除く）	0		○		
2. 大学で免許資格に関する学科を修めた者	2	○			○
3. 短大、高専で免許資格に関する学科を修めた者	4	○			○
4. 普通課程又は、高等訓練課程の養成訓練修了者で技能照査に合格した者	6		○	○	○
5. 普通課程又は高等訓練課程の養成訓練修了者、認定訓練（3年）修了者	7			○	○
6. 旧法の職業訓練、認定職業訓練（各2年）修了者	8			○	○
7. 高等学校で、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7	○			○
8. 職業転換課程の能力再開発訓練修了者	10			○	○
9. 専修訓練課程の養成訓練修了者	10			○	○
10. 職業訓練（1年）又は公共補導所（1年）修了者	10			○	○

注1) 上記のほか、所定の要件を満たす方については受講を認める場合があります。
但し、その場合この講習の修了資格による「職業訓練指導員免許証」の取得申請はできません。
詳細は、岩手県職業能力開発協会までお問い合わせ下さい。

2. 受 講 料

1人 12,000円 ※受講料は、受講申込書提出の際に納付して下さい。
(申請受理後は原則として受講料は返還しません。)

3. そ の 他

- 講習の申し込みは、岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1岩手県立産業技術短期大学校内）又は、別表の職業訓練協会に提出して下さい。
- 詳細は、岩手県職業能力開発協会（Tel 019-613-4620）にお問い合わせ下さい。
- 「東磐職業訓練協会」の所在地は一関市千厩町千厩字上駒場360-4 Tel0191-52-2879です。

受 講 資 格 一 覧 表

根 拠	内 容	実務 経験
規則第39条 1号	1 級又は単一等級の技能検定に合格した者	0
規則附則第9条1項1号	学校教育法による大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2
同上 2号	学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4
同条 2号-2	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	1
2号-3	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練(改正前の規則による専門訓練課程の養成訓練を含む)に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	3
告示第38号 1号	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	4
1号-2	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6
1号-3	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	7
2号	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練であって訓練時間の基準が7百時間以上であるものを修了した者	1 0
3号	免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	1 0
4号	外国の学校であって学校教育法による大学(短期大学を除く)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2
5号	免許職種に関し旧法の認定職業訓練(訓練期間3年間)又は改正前の労働基準法の技能者養成を修了した者	7
6号	学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7
7号	免許職種に関し、旧法の規定による専門的な技能に関する職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ2年及び3,600時間であるもの(2年間の認定職業訓練を含む)を修了した者	8
8号	免許職種に関し、旧法の規定による基礎的な技能に関する職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ1年及び1,800時間であるもの(訓練期間、訓練時間の基準がそれぞれ1年間及び1,824時間の職業補導を含む)を修了した者	1 0
9号	旧法の施行前に失業保険法による職業訓練であって訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ1年及び1,824時間であるものを修了した者	1 0
10号	改正省令前の都道府県が設置する家事サービス職業訓練を行う施設において免許職種に関する職業訓練を担当している者	0
11号	免許職種に相当する旧規則による特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
11号-2	免許職種に相当する旧規則による特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者	4
11号-3	免許職種に相当する旧規則による高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
12号	免許職種に関し、旧規則による高等訓練課程の養成訓練を修了した者	7
13号	免許職種に関し、旧規則による専修訓練課程の養成訓練を修了した者	1 0
14号	厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者 ※但し、この場合受講修了資格により、認定職業訓練における分散訓練の指導員同等資格者と見なされ、指導は可能となりますが、 <u>指導員免許の取得申請はできません。</u>	1 5
規則第48条の3第5項	教科に科し規則第46条に規定する職業訓練指導員免許試験の免除を受けることができる者 ※但し、この場合受講修了資格により、認定職業訓練における分散訓練の指導員同等資格者と見なされ、指導は可能となりますが、 <u>指導員免許の取得申請はできません。</u>	—

◎職業訓練協会一覧

協 会 名	住 所	電 話 番 号
岩手中央職業訓練協会	盛岡市加賀野4-18-50	019-651-3001
花巻職業訓練協会	花巻市二枚橋5-6-22	0198-26-1275
北上職業訓練協会	北上市相去町山田2-42	0197-81-5577
水沢職業訓練協会	奥州市水沢区真城字中上野96-3	0197-23-3388
江刺職業訓練協会	奥州市江刺区岩谷堂字松長根18-2	0197-35-5082
一関職業訓練協会	一関市舞川字西平8番地2	0191-31-7030
東磐職業訓練協会	一関市千厩町千厩字上駒場360-4	0191-52-2879
陸前高田職業訓練協会	陸前高田市高田町字鳴石50-10	0192-55-3995
気仙職業訓練協会	大船渡市盛町みどり町13-4	0192-27-2671
遠野職業訓練協会	遠野市青笹町中沢8地割字三堰1-8	0198-62-6310
釜石職業訓練協会	釜石市大字平田3-75-1	0193-26-7000
宮古職業訓練協会	宮古市長町2-6-1	0193-63-6688
久慈職業訓練協会	久慈市川崎町17-5	0194-52-3343
二戸職業訓練協会	二戸市米沢字荒谷76-2	0195-23-3040
岩手県理容美容訓練協会	花巻市西大通1-33-3	0198-23-7006